

村上市排水設備設置基準 新旧対照表

旧	新
<p><u>(平成20年5月29日改定) [1]</u></p> <p style="text-align: center;"><u>下水道排水設備工事について[2]</u></p> <p style="text-align: center;">村上市<u>上下水道部[3]</u>下水道課</p> <p>○新市における指定工事店証について 「村上市排水設備等指定工事店一覧表」のとおり、<u>新[4]</u>市としての指定番号を振り直しました。 (指定期限 <u>平成24年[5]3月31日</u>) <u>[6]</u></p> <p>○新市における各申請書について <u>新[7]</u>市における申請書等は、<u>本庁及び各支所に備え付けますのでご利用ください。[8]</u></p> <p>○申請等の提出について 排水設備等計画確認申請書は、本庁及び各支所いずれでも提出可能ですが、確認書は設置場所が所在した旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で発行しますので、工事着手予定日までの間に余裕を持って早めに申請してください。 排水設備等工事完了届及び使用開始届は設置場所が所在した旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で受付し検査を行ないます。</p>	<p><u>(平成28年3月1日改定版) (変更[1])</u></p> <p style="text-align: center;"><u>村上市排水設備設置基準 (変更[2])</u></p> <p style="text-align: center;">村上市(<u>削除[3]</u>)下水道課</p> <p>○村上市における指定工事店証について 「村上市排水設備等指定工事店一覧表」のとおり、<u>(削除[4])</u>市としての指定番号を振り直しました。 (指定期限 <u>平成29年(変更[5])3月31日</u>)<u>※一部期限の異なる指定工事店があります。(追加[6])</u></p> <p>○村上市における各申請書について <u>(削除[7])</u>市における申請書等は、<u>ホームページからダウンロードいただくか、本庁及び各支所にご連絡ください。(変更[8])</u></p> <p>○申請等の提出について 排水設備等計画確認申請書は、本庁及び各支所いずれでも提出可能ですが、確認書は設置場所が所在する旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で発行しますので、工事着手予定日までの間に余裕を持って早めに申請してください。 排水設備等工事完了届及び使用開始届は設置場所が所在する旧市町村を受け持つ本庁及び各支所で受付し検査を行ないます。</p>

【問い合わせ先】

- ・〒959-3492 村上市今宿56
村上市上下水道部[9]下水道課(神林支所2階)
電話 0254-66-6111[10]
- ・〒958-8501 村上市三之町1-1
村上市役所水道課(市役所 1階)[11]
電話 0254-53-2111[12]
- ・〒959-3192 村上市山口444
荒川支所建設水道課(支所2階)[13]
電話 0254-62-3101[14]
- ・〒958-0292 村上市岩沢5611
朝日支所建設水道課[15](支所1階)
電話 0254-72-6884
- ・〒959-3993 村上市府屋232
山北支所建設水道課(支所分館3階)[16]
電話 0254-77-3116[17]

村上市排水設備の[18]設置基準及び運用

排水設備の設計施工にあたり下水道条例、同施行規則、村上市排水設備の設置基準及び運用及び新潟県下水道公社発行「下水道排水設備工事責任技術者テキスト」を遵守し適切な施工に努めていただきたい。特に事前調査は入念に行なっていただきたい。[19]

(1) 汚水管の内径及び勾配

条例及び施行規則[20]

汚水のみを排除すべき排水管内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、(中略)、[21]ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径は、75mm以上とすることができ

【問い合わせ先】

- ・〒959-3492 村上市岩船駅前56
村上市(削除[9])下水道課(神林庁舎内2階)
電話 0254-66-6192(変更[10])
- ・〒958-8501 村上市三之町1-1
村上支所村上水道事務所(市役所本庁1階)(変更[11])
電話 0254-53-3340(変更[12])
- ・〒959-3192 村上市山口444
荒川支所産業建設課(支所1階)(変更[13])
電話 0254-62-5273(変更[14])
- ・〒958-0292 村上市岩沢5611
朝日支所産業建設課(変更[15])(支所1階)
電話 0254-72-6884
- ・〒959-3993 村上市府屋232
山北支所産業建設課(変更[16])
電話 0254-77-3115(変更[17])

村上市排水設備(削除[18])設置基準及び運用

屋内外にかかる排水設備の設計施工にあたり下水道条例、同施行規則、村上市排水設備設置基準を遵守し、適切な施工に努めていただきたい。特に事前調査は入念に行なっていただきたい。なお、これによらないものは、新潟県下水道公社発行「下水道排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を参考とする。(変更[19])

(1) 汚水管の内径及び勾配

(削除[20])

汚水のみを排除すべき排水管内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところとする。(変更[21])ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの内径は、75mm以上とすることができ

る。

污水管の内径と勾配

排水人口 (人)	排水管の内径 (mm)	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

排水設備設置基準

- ① 污水管の管内流速は掃流力を考慮して 0.6m/sec～1.5m/sec の範囲とする。やむをえない場合は、最大流速を 3.0m/sec とすることができる。
- ② 污水管の勾配は、上表「污水管の内径と勾配」により決定する。[22]

運用基準[23]

[24]排水設備を設置する敷地の地形や既存施設の位置等により、基準の勾配が確保できないなどのやむをえない場合は、勾配を 100 分の 1.0 以上とすることができる。また特別な理由があると認められた場合には、別に指示する勾配にすることができる。

- (2) ますの配置、構造、大きさなど

条例及び施行規則[25]

ますは、管渠の口径に応じ清掃及び維持管理に支障のない大きさとする。

排水設備設置基準

- ① ますの設置箇所

ア 排水管の起点、終点、会合点、屈曲点

イ 排水管の管種の変化点、管径の変化点、勾配の変化点

ウ 排水管の延長が、その管径の 120 倍を超えない範囲において排水管の維持管理上適切な箇所

る。

污水管の内径と勾配

排水人口 (人)	排水管の内径 (mm)	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

(削除[22])

(削除[23])

上記以外に (追加[24]) 排水設備を設置する敷地の地形や既存施設の位置等により、基準の勾配が確保できないなどのやむをえない場合は、勾配を 100 分の 1.0 以上とすることができる。また特別な理由があると認められた場合には、別に指示する勾配にすることができる。

- (2) ますの配置、構造、大きさなど

(削除[25])

ますは、管渠の口径に応じ清掃及び維持管理に支障のない大きさとする。

エ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたす恐れのある箇所[26]

内径によるますの間隔[27]

内径(mm)	100	125	150	200
最大間隔(m)	12	15	18	24

② ますの材質[28]

ますは一般的に塩化ビニル製等の不透水性のものとする。

③ ますの形状、寸法及び構造

ア ますは施工性を考慮すると円形が望ましい。

イ 内径は15cm以上とすることが望ましい。

ウ ますの深さと内径は、下表を標準とする。

エ 汚水ます蓋は密閉することができる蓋を設けること。

オ 汚水ますの底部には、その接続する管渠の内径に応じ相当の幅のインバートを設ける。[29]

(削除[26])

(削除[27])

(削除[35])

① ますの最大間隔、設置個所について

排水管の延長がその管径の120倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所とする。設置箇所は、排水管の起点や終点、会合点、屈曲点及び管種や管径、勾配の変化点とする。

(削除) [29]

② (変更) ますの形状、寸法及び構造

ますの内径は、15 cm以上とする。また、敷地と建物の関係でますを設置することができない場合は、ますに代えて清掃口を設ける。(変更[34])

③ ますの底部

汚水ます底部のインバートは半円形とするが、やむをえない場合は球形のインバートを設置することができる。

④ ますの材質について (変更[28])

ますの深さと内径[30]

<u>種 類</u>	<u>深さ(cm)</u>	<u>内径または内法(cm)</u>
<u>塩化ビニル製 小口径ます</u>	<u>30 以上 80 未満</u>	<u>φ 15</u>
	<u>80 以上 120 未満</u>	<u>φ 20</u>
	<u>120 以上 200 未満</u>	<u>φ 30</u>
<u>コンクリート製</u>	<u>80 以上 120 未満</u>	<u>φ 30 φ 38</u>

[31]

④ 小口径インバートます

ア トイレ排水が起点の場合はストレート(ST)又は 45 度曲り(45L)を使用する。ただし施工上やむを得ない場合には 90 度曲り(90L)を使用する。

イ 排水本管の合流点において逆流を防止する必要がある場合には、逆流防止効果のある段差付合流ますを使用する。(大便器排水合流部等) [32]

⑤ 小口径ドロップます

ア 上流と下流の排水管の落差が大きい場合はドロップ(DR)を使用する。

イ ドロップインバートの下部については、地盤の沈下やますの傾斜を防止するため特に入念に締め固める。[33]

ますは一般的に塩化ビニル製等の不透水性のものとする。

(削除[30])

⑤ ますの蓋について

地表面が不明確な場合(外構工事の完成前に排水設備工事を検査する場合)の取扱いについて、現状のます深を平面図等に記載して提出する。外構工事完成後、大幅にます深に変更が生じた場合、図面を差し替える。

蓋の防護について、蓋を舗装されていない車庫や砂利道等に設置する場合は、コンクリートの巻き立て保護や防護蓋を用いる。(追加[31])

⑥ トラップについて

二重トラップとなる場合には、その間に有効な通気管を設ける。(変更[37])

⑦ 小口径インバートます

ア トイレ排水が起点の場合には、ストレート(ST)又は 45 度曲り(45L)を使用する。ただし、施工上やむを得ない場合には 90 度曲り(90L)を使用する。

イ 排水管径 100mm、125mm、150mm 等のトイレ排水との合流点には汚水の逆流を防止するため、45 度段差付合流(45YS)を使用する。また、施工上やむを得ない場合又は管径 125mm 及び 150mm 等の場合は 45 度合流(45Y)を使用する。

ウ 排水本管の合流点において逆流を防止する必要がある場合には、

⑥ トラップます

ア トラップの口径は75mm以上とし、封水深は5cm以上10cm以下とする。

イ トイレからの排水管はトラップますに接続してはならない。

ウ 器具トラップと二重トラップとしてはならない。[34]

運用基準[35]

① ますの最大間隔について

排水管の延長がその管径の120倍を超えない範囲内において、排水管の維持管理上適切な箇所とするが、やむをえない場合には、ますの間隔を清掃などに支障のない範囲で設置することができる。

② ますの形状、寸法及び構造

内径は30cm以上とすることが望ましいが、清掃等の維持管理に支障がなければ、15cm以上の小口径ますを設置することができる。また、敷地と建物の関係でますを設置することができない場合は、ますに代えて清掃口を設ける。[36]

③ ますの底部

汚水ます底部のインバートは半円形とするが、やむをえない場合は球形のインバートを設置することができる。

④ トラップについて

二重トラップとなる場合には、小口径ますに通気口を設ける。内径30cmますは封水から排水管を外すものとする。[37]

⑤ 既存汚水ますの使用について

現在設置されている既存の汚水ますを使用する場合は、蓋は臭気や雨水浸入を防止する密閉蓋で、適切なインバートが設置されていれば使用することができる。

(3) 排水管の土被り

条例及び施行規則[38]

逆流防止効果のある45度段差付合流(45YS)及び左右段差付合流(WLS)を使用する。

注：逆流防止効果 45YS>45Y>90YS>90Y

エ 排水管径が125mm以上の場合や会合本数が4本以上の場合については、ます深に関係なくます口径は200mm以上とすることが望ましい。(変更[32])

⑧ トラップます

ア 封水により、下水管内からの腐敗性ガス、虫類の屋内侵入を防止するため器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合は、トラップますを設置する。

a 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合や既存の器具トラップが故障している場合。

b ますからの臭気の発散を防止する場合。

イ 器具トラップと二重トラップとしてはならない。(器具トラップを有する排水管にはトラップますを設置しない。)よって、衛生器具等を事前に調査する。

a 管トラップの上部には、必ず維持管理に必要となる掃除口を立ち上げる。

b 管トラップは、排水自身の流水で洗う自己洗浄作用をもつことが長所であるが、ガーデンパンを受ける場合については、流れてくるものが砂等停滞しやすい物であることや常に流水が望めないため原則使用しない。

c 管トラップは、比較的封水が破られやすいので小まめに給水するように使用者へ説明する。

d 2本トラップ付インバートますは、ます深に関係なく維持管理がしやすいように、ます口径200mm以上を使用する。(変更[34])

⑨ ドロップます

上流と下流の排水管の落差が大きい場合はドロップますを使用す

排水管の土かぶりは、私道内では 600 mm以上、宅地内では 200 mm 以上を基準とする。ただし、これにより難い場合は、市長の指示に従い防護措置を講ずること。[39]

排水設備設置基準

宅地内での土かぶりは 20 cm以上を原則とする。
宅地内の土被りと私道内の土被りは下表のとおりとする。

土地の種類	最小土被り(cm)
私道	60
宅地内	20

運用基準

設置基準の土かぶりが確保できない場合や露出管又は、特別な荷重がかかる場合などはこれに耐え得る管種を選定するか、適切な材料で防護を行う。[40]

(4) 基礎

排水設備設置基準

- ① 下水道硬質塩化ビニル管の本管と同等の砂基礎とする。
- ② 良質地盤の場合は 10cm～20cm 程度の砂基礎を標準とし十分突き固め所定の高さに仕上げる
- ③ 軟弱地盤では、床面の一部を砕石等で置き換え支持力を増してから 10cm～20cm 程度の砂基礎を設ける。

運用基準

- ① 排水管やますの基礎は、排水管やますの材質や形状により基礎材を選定することができる。
- ② 敷地の土質状況により、基礎の有無及び基礎厚と基礎幅を決定する

- ア ドロップインバートの下部には、「大曲リエルボ」を使用する。
- イ ドロップインバートの最小落差は、308mm 以上とする。
- ウ ドロップインバートのます深さについては、流入口底部までをますと考え、それより下の部分については「排水管」と考える。また、合計は、2m 程度を目安とする。(変更[33])

(削除[40])

ことができる。[41]

(5) 既設管等の使用に関する暫定的運用

現在設置されている既設管等が排水設備設置基準に合致しない場合は、基準どおりに改造する必要があります[42]が、やむをえない理由により申請者が申し出た場合は、下記の条件を満たすこと並びに責任技術者が既設管等使用にあたり責任を持って申請者への対応にあたることを前提に、既設管のままで暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとします。[43]

ただし、汚物（大便器等からの排水）が混入する排水管は、その衛生器具の排水口管径以上のものに限ります。[44]

[45]

① 既設管が下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設が損傷する恐れのない構造となっていること。[46]

ア 汚水を円滑に支障なく流せる機能を有すること[47]

イ 耐久性を有していること[48]

ウ 污水管に雨水や地下水が混入しないこと[49]

エ 維持管理が容易であること[50]

② 污水管以外は排水設備設置基準に合致していること。[51]

ア 汚水ますは密閉蓋でインバートが施工されていること[52]

イ 維持管理上必要な所に汚水ますが設置されていること[53]

ウ ストレーナ、トラップ、阻集器等が基準どおりに設置されていること[54]

③ 定期的に清掃を実施し、詰まりなどの支障が発生した場合、速やかに改造すること。[55]

④ 新築、改築時等には排水設備設置基準に合致した構造に改造すること。[56]

⑤ 確認申請図に既設管等の状況が分かるように記されていること。[57]

⑥ 確認申請書の備考欄に『責任技術者既設管等確認済み』とする旨記

(削除[41])

(3) 排水管の土被り

(削除[38])

排水管の土かぶりは、私道内では 600 mm 以上、宅地内では 200 mm 以上を基準とする。基準の土かぶりを確保できない場合や露出管又は、特別な荷重がかかる場合などはこれに耐え得る管種を選定するか、適切な材料で防護・保温を行う。(変更[39])

(4) 狭小地等での配管の留意点

町屋などの建物や敷地の構造等の理由により、通常屋外に配管すべきものが屋内にせざるを得ない場合、下記の条件のうちいずれかに該当することとする。(変更[66])

①床下集合配管システムを設置する

使用条件 (変更[66])

- ・ 床下集合配管システムは、適切な口径 (100mm 以上) (変更[67])・勾配 (集合ますから一次側 100 分の 2 以上) (変更[68])を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をする。(変更[69])
- ・ 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造である。(変更[70])
- ・ 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるように、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保する。(変更[71])

(変更[72])

※前回の基準では検査対象外としていたが、今までの使用上問題がないとみられるため、今回の基準より検査対象とし、世帯員(使用者)立会いのもと、点検口にて起点の衛生器具から水を流して

されていること。[58]

⑦ 排水設備完了検査で既設部分も確認するものとする。

なお、既に水洗トイレを使用しているもので、屋内で既設管等の勾配や構造を確認できない場合や、屋外で基礎コンリート等と一体で固めてあるなど、既設管等の勾配や構造を確認できない場合も、上記③～⑥によって、[59]既設管による暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとします。[60]

[61]

既設管等の使用は[62]下水道への加入促進を図る目的もあり、「軽微なもの（責任技術者がその施設を機能上問題がないと責任のもてる範囲）」で「将来的に改造する確約」を条件として暫定的に認めるもので、現段階では最良の方法で負担も軽減できると思われる場合に限り認めるものです。[63]安易にこれを運用せず、現地調査を十分行った上で、最終的な手段として捉えて下さい。[64]

(6) 集ますの使用について

近年、戸建住宅で各種衛生器具に接続した排水管が、床下に設置した1箇所排水ますや排水管に集中して接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システムが使用され始めてきました。

市では下記条件を満たすことにより使用を認めます。但し、使用実績や維持管理上の問題点等が明らかでないため、集ますは排水設備計画の確認及び検査の対象とはしないこととします。

よって責任技術者の責任において、排水設備申請者に対し器具の説明等、対応をおこなってください。[65]

床下集合配管システム使用条件[66]

- ・ 床下集合配管システムは、適切な口径[67]・勾配[68]を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。[69]
- ・ 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。[70]

確認を行うこととする。(追加[73])

②排水管の起点や会合点、屈曲点に小口径インバートますか清掃口を設ける

屋内でも点検口を設け小口径のインバートますを設置できるものは上記各点に設置する。

清掃口については、衛生器具脇に清掃口が付いているものについては、設けなくともよいこととする。(床排水や小便器で清掃可能のものについては清掃口を付ける必要はない) また、器具トラップが設置されており、そのトラップが容易に外れる場合は、清掃口を設けなくともよいこととする。(変更[74])

(6) 既設管等の使用に関する暫定的運用

現在設置されている既設管等が排水設備設置基準に合致しない場合は、基準どおりに改造する必要がある(変更[42])が、やむを得ない理由により申請者が申し出た場合は、下記の条件を満たすこと並びに責任技術者が既設管等使用にあたり責任を持って申請者への対応にあたることを前提に、既設管のままで暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとする。(変更[43])

ただし、汚物（大便器等からの排水）が混入する排水管は、その衛生器具の排水口管径以上のものに限る。(変更[44])

※主管となる部分の口径は最低100mm以上で勾配が100分の1以上あること。これ以下の既設管の利用はできない。(追加[45])

① 既設管が下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設が損傷する恐れのない構造となっている。(変更[46])

ア 汚水を円滑に支障なく流せる機能を有する。(変更[47])

イ 耐久性を有している。(変更[48])

ウ 汚水管に雨水や地下水が混入しない。(変更[44])

エ 維持管理が容易である。(変更[50])

- 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。[71]
- 使用実績や維持管理上の問題点等が明らかでないことを排水設備申請者に十分説明をおこなうこと。[72]

[73]

[74]

(7) 公共ますへの固着について

下水道工事により設置した公共ます(塩化ビニル製)の種類が複数あるため、排水設備の公共ますへの固着について下記のとおりとします。[75]

① 流入側接続口付き公共ます

- 原則、流入側接続口に排水設備を固着すること。[76]
- 現場条件により流入側接続口に固着することが出来ないと思われる場合は、排水設備申請前に市担当職員と十分協議を行い、やむをえない場合に限り立管にホールソーにより穴を空け、止水性のある継手等を使用し固着することを認めます。[77]
- 立管に接続する場合、排水管がますの内面に突き出ないようにし、排水管と継手等に段差が生じないようにすること。[78]
- 立管への接続は1箇所とする。
- 立管への接続により、公共ますの機能を妨げ、又は損傷した場合は

② 汚水管以外は排水設備設置基準に合致している。(変更[51])

ア 汚水ますは密閉蓋でインバートが施工されている。(変更[52])

イ 維持管理上必要な所に汚水ますが設置されている。(変更[53])

ウ 上記が設置されていない場合は清掃口を設ける。

(衛生器具脇に清掃口が付いている、(床排水や小便器で清掃可能なものについては清掃口を付ける必要はない)また既設の器具を利用する場合については、容易に外れる器具トラップがある場合は設けなくともよいこととする) (変更[54])

③ 定期的な清掃を実施し、詰まりなどの支障が発生した場合、速やかに改造する。(変更[55])

④ 新築、改築時等には排水設備設置基準に合致した構造に改造する。(変更[56])

⑤ 確認申請図に既設管等(既設管等は点線で記載)の状況が分かるように記されている。(変更[57])

⑥ 確認申請書の備考欄に『責任技術者既設管等確認済み』とする旨記されている。(変更[58])

⑦ 排水設備完了検査で既設部分も確認するものとする。

なお、既に水洗トイレを使用しているもので、屋内で既設管等の勾配や構造を確認できない場合や、屋外で基礎コンリート等と一体で固めてあるなど、既設管等の勾配や構造を確認できない場合も、上記③～⑥を条件に(変更[59])既設管を利用した暫定的接続を認め、当分の間改造を猶予することとする。(変更[60])

隠ぺい配管等で確認できない場合は各担当者へ相談する。(追加[61])

ただし、屋内ではストレーナや器具トラップ等、屋外においてはトラップますや阻集器等が基準どおりに設置されていることを条件とする。

この猶予は、既設管等の使用により(変更[62])下水道への加入促進を

- ・ 立管部に接続する場合、排水管がますの内面に突き出ないようにし、排水管と継手等に段差が生じないようにする。(変更[84])
- ・ 立管部への接続は1箇所とする。
- ・ ますの構造を理解したうえで固着をおこなう。(変更[85]) 特にますの底部への固着については注意する。(変更[86])

工事の変更について

排水設備工事の確認申請当初より工事の変更があった場合は、以下のとおりとする。

- ・ 申請当初の図面より軽妙な変更の場合は、変更後の竣工図を完了届時に提出する。

軽妙な変更とは

勾配、2～3m程度の配管延長やますの位置、屋内排水設備から屋外のますへ接続する排水横管の配置換え等。

大幅な変更の場合

申請当初の図面より大幅に変更がある場合は、施工前に排水設備等計画確認申請書を変更として変更後の平面図、縦断面図を添付して再提出する。

※工事完了検査において、工事完了届の添付書類と現況が一致しなかった場合、図面を再提出する。

なお、判断が困難な場合は、各担当者へ相談する。(追加[87])

- ・ 平成20年5月29日（第一回改定）
- ・ 平成28年3月 1日（第二回改定）